

国際交流事業委託業務(シンガポール・スポーツスクール) 仕 様 書

1 業務名

国際交流事業委託業務(シンガポール・スポーツスクール)

2 目的

平成 28 年にシンガポール共和国・シンガポールスポーツスクール(以下「SSP」という。)との間で締結したスポーツ交流協定書に基づき、相互の選手交流を通じて、本県の競技力の向上やお互いの国の教育や文化を知る機会の創出による資質向上など、選手等のさらなるレベルアップを目的に、SSPの学生アスリート等を受入れ、交流する事業を実施する。

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年 9 月 30 日まで

4 受入人数

16 名

(内訳) SSP 学生 : 12 名 (バドミントン競技 6 名、卓球競技 6 名)
SSP 指導者 : 4 名

5 受入期間

令和 8 年 8 月 16 日 (日) から 8 月 22 日 (土) まで

6 行程表 (想定)

別紙 1 のとおり

7 業務内容

受託者(以下「乙」という。)は、高知県観光振興スポーツ部スポーツ課(以下「甲」という。)が提供する行程等(別紙 1 など)の情報を基に、SSPの学生アスリート等の滞在中に係る以下の業務を行う。

(1) 宿泊や食事に関する業務

① 宿泊施設の手配

宿泊日 : 別紙 1 参照

宿泊場所 : ・「高知県立高知青少年の家」

※宿泊場所は甲が予約しているが、施設との調整や支払いは乙が行うこと。

② 食事の手配

別紙 1 のとおり朝食・昼食・夕食を手配すること。

提供メニューについては、甲と調整のうえ決定すること。

ア. 朝食・夕食

(i) 食事場所

・宿泊施設内

(ii) 食事代

・宿泊料金に含むものとする。

イ. 昼食

(i) 食事場所

・練習日 : 原則、練習会場の会議室等とし、弁当などを手配すること。

・22 日移動日 : 空港内で食事の提供が可能なレストラン等を手配すること。

(ii) 食事代予算 (税込)

- ・青少年の家 朝食 770 円 夕食 1,210 円
- ・昼食 1 名 1 食当たり 1,100 円程度

ウ. 歓迎会

(i) 開催日時

- ・令和 8 年 8 月 17 日 (月) 18 時 30 分～20 時 30 分 ※時間は予定

(ii) 場所

- ・40 名程度が入れる宴会場がある施設。

(iii) 参加費用

- ・1 名につき、5,000 円程度 (税込)
- ・SSP 関係者 (16 名) の参加費のみ契約金額に含むものとする。

(iv) 参加人数

- ・40 名程度 (SSP 関係者、通訳等を含む)

(v) 現場責任者

- ・現場責任者を配置し、甲の指示に従いながら進行に関する調整、現場の管理監督を行うこと。

(vi) 贈呈品

- ・SSP 代表者に対し、11,000 円程度 (税込) の高知県特産品など贈呈品を用意すること。

(2) 練習に関する業務

①練習会場 (高知県立春野総合運動公園体育館・高知県民体育館)

- ・練習会場及び使用日は別紙 1 のとおりとし、利用時間は全日使用とする。
(会場は甲が予約済。使用に係る申請等は乙が行うこと。)
- ・練習期間中は照明や空調を利用し、練習環境の調整を行うこと。
- ・施設使用料は契約金額に含み、支払いを行うこと。

②スポーツ科学センター (SSC) でのトレーニングサポート体験

SSC で実施するトレーニングサポートの経費を以下のとおり支払うこと。

- ・1,480 円 (税込) ×12 名分=17,760 円 (税込)

(3) 文化・自然体験等に関する業務

甲と調整の上、手配及び当日の引率を行うこと。

ア. 実施日

令和 8 年 8 月 19 日 (水)、20 日 (木)

※実施日は予定。

イ. 場所

高知県内

ウ. 体験内容

甲と調整のうえ決定すること。

エ. 体験料

1 名につき、5,000 円程度 (税込) とする。

(4) 通訳 (日本語⇄英語) の手配に関する業務

別紙 1 のとおり手配すること。

なお、通訳者の移動や食事に係る費用もすべて契約金額に含めること。

移動に関しては、選手団が移動する車両にスペースがあれば同乗して良い。

(5) 練習用具等の購入・手配に関する業務

以下物品を手配し、甲が指定する場所に納入すること。

ア. バドミントン

- ・ YONEX 水鳥シャトル ニューオフィシャル(品番：F-80) 20 ダース
- ・ YONEX エアロセンサ 700 (品番：AS-700) 28 ダース

イ. 卓球

- ・ ニッタク プラ3スタープレミアム(品番：NB-1701) 20 ダース

ウ. ドリンク

- ・ ミネラルウォーター：各練習日4日間×2ケース(500ml×24本入)を準備し、甲が用意するクーラーボックス(76L)に氷を手配し、冷やした状態で各練習日に練習会場へ納入すること。

エ. その他

- ・ 参加者全員分のネームタグを用意すること。

(6) 移動車両の手配に関する業務

別紙1のとおり移動車両を手配すること。

※運転時間・内容は、受入れ期間によって変更することがあるため、甲と協議のうえ決定すること。

※車両の駐車場所、待機場所については各所と乙が調整し、利用申請が必要な場合は乙が手続きすること。

※空港と宿泊施設間の送迎については、手荷物(一人当たり90Lスーツケース1つを想定)にも留意して車両を決めること。

※宿泊施設と練習会場間の送迎については、宿泊施設保有の車両で輸送することも認めるが、甲と協議のうえ決定すること。

また、輸送する際には安心・安全に留意し輸送すること。

※県内学生の移動車両については、乙職員または運転手が点呼を行うこと。

(7) 受入体制の全体調整及び執行管理

①全体調整及び責任者

乙は、甲、競技団体、宿泊施設、練習会場、発着空港、航空会社、バス・タクシー事業者等の関係機関と連携・情報共有するとともに、全体調整を行うこととし、当該業務の責任者1名を置くこと。

②乙職員(アテンドスタッフ)の帯同

選手団滞在中は、乙職員が原則1名以上帯同すること。

※①に掲げる責任者または通訳者との兼務は可とする。

③執行管理

選手団滞在中は、乙が責任をもって、執行管理、現場対応等を柔軟に行うこと。

8 業務完了報告書の作成

履行期間終了後、業務完了報告書を作成し、甲に提出すること。

9 成果物

- ・ 業務完了報告書
- ・ その他甲が指示するもの

10 留意事項

- (1) 本業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとする。
- (2) 本業務の実施にあたっては、甲と十分な連絡調整を行い、必要に応じて甲と協議を行い円滑な実施を図るものとする。
- (3) 本業務の実施に際して甲の指示があった場合には、その指示に従い作業を進めるとともに、甲は作業期間中、いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (4) 本業務を遂行する際に知り得た情報は機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏えいしてはならない。
また、個人情報の保護の重要性を認識し、本件で知り得た個人情報の権益を害することのないよう保護しなければならない。契約終了後もまた同様である。
- (5) 天候等の事情や不測の事態により、選手団が来県を取り止めることとなった場合は、甲乙協議の上、事前準備等に要した費用について決定し、契約金額から支払うこととする。
- (6) 本仕様に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上対応することとし、必要に応じて変更契約を締結するものとする。